

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例（令和3年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、同項に規定する許可更新申請手数料の額が、当該営業についてこの条例による改正前の別表の規定を適用した場合の許可更新申請手数料の額より高いときは、この条例による改正後の別表及び前項の規定にかかわらず、当該営業の許可申請手数料の額は、この条例による改正前の別表に定める当該営業の許可更新申請手数料の額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、同項に規定する許可更新申請手数料の額が、当該営業についてこの条例による改正前の別表の規定を適用した場合の許可更新申請手数料の額より高いときは、<u>この条例の施行の日から令和4年3月31日までに申請する場合に限り</u>、この条例による改正後の別表及び前項の規定にかかわらず、当該営業の許可申請手数料の額は、この条例による改正前の別表に定める当該営業の許可更新申請手数料の額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。